

野々市市子ども読書活動推進計画（第二次）

平成 27 年 3 月

野々市市教育委員会

野々市市子ども読書活動推進計画（第二次） 目次

1 計画の主旨	p. 1
(1) 策定の目的	
(2) 読書の意義	
(3) 本市の子どもの読書活動とこれを取り巻く地域社会の現状	
(4) 第二次計画策定までの経過	
(5) 目指す子どもの姿	
(6) 第一次計画の主な成果・課題	
(7) 第二次計画の概要（位置づけ、期間、対象等）	
(8) 市子ども読書活動推進計画（第二次）体系図	
2 基本施策	p. 7
(1) 発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取り組みの推進	
(2) 子どもの読書環境の整備充実	
(3) 子どもの読書活動に関する啓発	
3 実施計画	
(1) 発達段階に応じた家庭、地域、学校等における取り組みの推進	p. 8
第1期 乳幼児期	(概ね0～2歳)
第2期 幼児期	(概ね3～5歳)
第3期 学童期	(概ね6～12歳)
第4期 青年前期	(概ね13～15歳)
第5期 青年中期	(概ね16～18歳)
特別な支援が必要な子ども	(0～18歳)
(2) 子どもの読書環境の整備充実	p. 18
(3) 子どもの読書活動に関する啓発	p. 21
4 重点プロジェクト	p. 24
5 推進体制	p. 27
(1) 市子ども読書活動推進連絡会の位置づけ	
(2) 点検と評価	
(3) 市子ども読書活動推進計画の周知	
添付資料	p. 28

1 計画の主旨

(1) 策定の目的

子どもの読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、全庁の関係部署・機関・施設が行う施策の方向や具体的な取り組みを示し、市民とともに子どもが読書を通して豊かな人格を形成できる地域社会を創り出すことが、本計画策定の目的です。

(2) 読書の意義

読書とは、個人にとっては、生きていく上で必要な専門的知識を身に付けることができ、人格形成に役立ち、豊かな人生が送れるようになる大変有益な活動です。なかでも、子どもの時期に行う読書は、読み聞かせによって親子の絆が深まるなど、情操教育の面でも良い影響があると言われます。

社会において、読書に親しむ市民が増えているれば、言葉によるコミュニケーションが円滑になり、市民全体の文化教養の水準が向上すると考えられます。文化的で豊かな地域社会を継続発展させていくために、読書の果たす役割は大きいと言えます。

(3) 本市の子どもの読書活動とこれを取り巻く地域社会の現状

本市は、子育て世代の人口が比較的多い地域です。市立図書館でも、乳幼児の親子連れの利用が増加傾向にあります。平成15年度から始まったブックスタートにより、すべての親子が、0歳の時に本に出会う体験をしています。この取り組みの初期に生まれた子どもは、既に小学校高学年となっています。また子ども読書活動推進計画（第一次）が、平成22年度から始まり、市民と関係部署・機関・施設・団体が連携して組織的に子ども読書活動の推進に取り組んできました。こうした状況の下に育った現在の学童期の子どもが、青年期でどのように読書と関わるか、その方向性と具体的取り組みを示すことが、この第二次計画に求められています。

市内の小中学校や高等学校の図書館には、専任の司書が配置され、工夫を凝らして児童生徒の読書活動を支援しています。子どもに良い本にふれさせたいとの願いが込められた「ののいち読書100選」、読書の記録を残し達成感を味わう「ののいち読書ノート」、調べ学習を通じ情報を活用する力が身に付く「調べ学習コンクール」等の様々な取り組みが始まっています。図書委員会の活動も活発に行われ、本の貸出や整理等の日常的な活動に加え、子どもが企画・運営する行事が盛んに行われています。これらの取り組みの結果、学校図書館を利用する児童・生徒は増えています。しかし、図書館における子どもの貸出人数は、小学校低学年をピークに、年齢が上がるにつれて減少していく傾向が見られます。中学生になると、勉強や部活動に忙しくなり、さらにインターネットやスマートフォンなどの端末機器に接する時間が長くなり、読書に費やす時間が少なくなっていく傾向が見られます。そこで、各学校では、朝読書の時間を設定し、子どもの読書時間を増やすなど、積極的な働きかけを行っています。

現在の市立図書館の中学生までの利用人数は年間約5,600人で、県内の公共図書館の中では、利用度が高い状況とは言えません。市立図書館の児童図書の冊数や広さなどが主な要因と考えられます。この現状を踏まえて、子ども向けの本を貸し出しできる公共施設を増やす取り組みを行ってき

ました。現在は、市内の児童館、子育て支援センター、保健センター、生涯学習施設（公民館、女性センター、富奥防災コミュニティセンター）に子どもの本が配置されています。

本市では、新市立図書館建設事業に着手しており、平成 29 年度に開館する予定です。市民からは、新市立図書館の施設やサービス、蔵書の充実に大きな期待が寄せられています。新市立図書館の開館によって、本市における読書環境は大きく改善し、子どもと保護者の読書に対する関心が高まり、読書活動も活発化すると考えられます。また、市民の中に市民協働の理念が徐々に浸透し、まちづくりに参画する市民が増えています。この新市立図書館整備を機に、読書を通じて、子どもの健全な育ちを支えたいという市民のボランティアへの関心も高まっています。

（4）第二次計画策定までの経過

国は、平成 14 年 8 月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画を定めました。さらにその成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、継続的に見直しを行っています。県も、その趣旨に沿って、「石川県子ども読書活動推進計画」を策定し、見直しを続けています。

そこで、本市においても、国及び県の計画に基づき、平成 22 年 9 月に、子どもたちが自ら進んで読書に親しみ、よりよい読書習慣を身に付ける施策の方向や具体的な取り組みを示すことを目的とした「子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定しました。その計画期間終了を控え、平成 25 年度には、第一次計画の評価を実施し、成果と課題を明らかにしてきました。

以上の経過を踏まえ、子ども読書活動をさらに全市的に推進していくため、第二次計画策定委員会の設置を平成 26 年第 6 回教育委員会にて決定し、同年 6 月に策定委員会に計画案策定を諮問しました。

（5）目指す子どもの姿

- ①自ら進んで読書する子
- ②読書を通じて学ぶ楽しさを知る子
- ③主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付けた青少年

（6）第一次計画の主な成果・課題

ア 主な成果

（ア）子ども読書活動推進連絡会の発足

平成 25 年度に、市内の子どもの読書に関わる部署・機関・施設等の代表者で組織された連絡会が発足しました。各部署・機関・施設間の情報交換が活発になり、各々の取り組みが強化されるとともに、「ののいち子ども読書の日」など新たな取り組みが始まりました。「ののいち子ども読書の日」は、夏休み中の子どもの読書を推進するため、平成 26 年度に 7 月 23 日をこの日とすることを連絡会で申し合せ、市立図書館や小学校等で様々な催しを行いました。また、連絡会を通じて、第一次計画の自己評価及び自己評価内容の点検の徹底を行ってきました。

（イ）部署・機関・施設相互の連携の進展

市立図書館では、3 歳児健診での読み聞かせの実施、保育園児の図書館訪問の受け入れ、児

童・生徒の作品展示など、部署・機関・施設の枠を越えて連携した取り組みが行われるようになりました。児童・生徒による保育園児への読み聞かせや、市立図書館主催のボランティア研修への高校生の参加など、異なる世代の市民との交流の中で、子どもが読書に親しむ機会が増えました。

(ウ) 家庭での読書推奨の取り組み

市内の多くの保育園・小学校が、家庭での読書を推奨しています。本市では、市生徒指導連絡協議会が提唱してきた月1回の「ノーテレビ・ノーゲームデー」、県内全域で取り組んでいる「いしかわ学校読書の日」を活用し、保育園では、園文庫の本を貸し出して、親が読み聞かせを行う取り組み、小学校では、家族が同じ本を読んで、感想を話し合う「家読」^{うちどく}の取り組みなどが行われています。

イ 主な課題

(ア) 子どもの本を利用できる施設の有効活用

市内には、市立図書館や学校図書館の他、市民が子どもの本を利用できる施設が多数あります。しかし、その利用対象となる子どもや保護者には、この情報が十分に行き届いておらず、これらの施設に配本した本が有効に使われていない状況も見られます。市立図書館を中心となって、各施設の情報を集約し、提供する取り組みを行い、さらに、ボランティアを活用するなどして、有効活用を図る必要があります。

(イ) 保護者への啓発の充実

子どもの読書への关心や態度は、保護者に左右される傾向が見られます。これまで子どもの読書に関わる各部署・機関・施設において、保護者に対する取り組みを進めてきましたが、改めて保護者の役割の重要性を共通理解し、子どもの読書の大切さや、それに関わることで得られる充実感を伝えるなど、啓発活動を強化する必要があります。

(ウ) 職員の意識の向上

子どもの読書活動は、各部署・機関・施設が連携を深めながら、全市的に推進するものであり、子どもの読書に携わる職員には、その役割を自覚し、スキルアップに努めることが求められます。ここでいう職員とは、市立図書館及び小・中・高等学校の司書、司書教諭、教員、保健師、保育士、公民館主事などの、子どもと直に接する職員、また各部署・機関・施設の代表者です。これまで、部門ごとに個別の研修が行われることはありましたが、本計画の趣旨について、すべての職員が共通理解を持つまでには至っていません。今後は市立図書館を中心となり、子どもの読書に携わる職員を対象にした研修等を行っていくことが重要です。

(資料・第一次計画の成果と課題のまとめ)

成 果	関連する機関・施設
3歳児健診での読み聞かせを開始した	保健センター
ボランティア活動の受け入れが定着してきた	児童館、市立図書館など

子どもの本を利用する施設数が増加した (H21年度：計8施設→H25年度：計11施設)	子育て支援センター、児童館
部署・機関・施設相互の連携が進展した	保育園、高等学校、市立図書館
家庭での読書が定着してきた	家庭、保育園、小学校
ののいち読書ノート、ののいち読書100選の運用を開始した	小学校
市の図書館を使った調べ学習コンクールを開始した	小学校、中学校
図書委員会活動が活性化された	小学校、中学校、高等学校
市立図書館にヤングアダルトコーナーを開設した	市立図書館
子ども読書活動推進連絡会が発足した	全体
「ののいち子ども読書の日」を創設した	全体

課題	関連する機関・施設
子どもの読書の重要性が、あまり保護者に浸透していない	家庭、保育園
子どもの本を利用する市内の施設の存在が、あまり市民に知られていない	保健センター、保育園
図書コーナーが十分に活用されていない	公民館
量的な統計データでは、「読書の質」が表せていない	保育園、小学校
司書教諭と司書の連携による授業の機会が少ない	小学校
学校図書館と市立図書館蔵書の横断検索が未整備である	小中学校、市立図書館
乳幼児と保護者にとって、市立図書館が利用しにくい	市立図書館
市立図書館の蔵書数や機能が不十分である	市立図書館
子どもの読書に携わる職員間の情報交換及び研修の場が不足している	全体
本計画が子どもの読書に携わる職員に認知されていない	全体
計画の達成度を示せる指標及び数値目標がない	全体

(7) 第二次計画の概要（位置づけ、期間、対象等）

ア 位置づけ

国の法律に基づき、国・県の計画を踏まえて、「野々市市教育ユニバーサルプラン」やその他関連する計画と整合性を図りながら本計画を策定します。

イ 計画の期間

本計画は、平成27年度から31年度までの5か年計画とします。ただし、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しをします。

ウ 対象年齢

0歳から概ね18歳までを対象とします。

エ 実施主体

国が定める「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本的方針に則り、子どもの読書活動推進には地域社会全体の参画と連携が重要であるという考え方に基づいて、市教育委員会部局のみならず、市長部局も主体とし、地域の教育機関、福祉施設と連携を図ります。

才 計画の特色

本計画では、施策により具体性を持たせるため、子どもの発達段階を以下の5期に分類し、その段階に応じた働きかけを提示します。

第1期 乳幼児期（概ね0～2歳）

主に家族と過ごすことが多い時期

第2期 幼児期（概ね3～5歳）

多くの子どもが保育園・幼稚園に就園する時期

第3期 学童期（概ね6～12歳）

小学校に通う時期

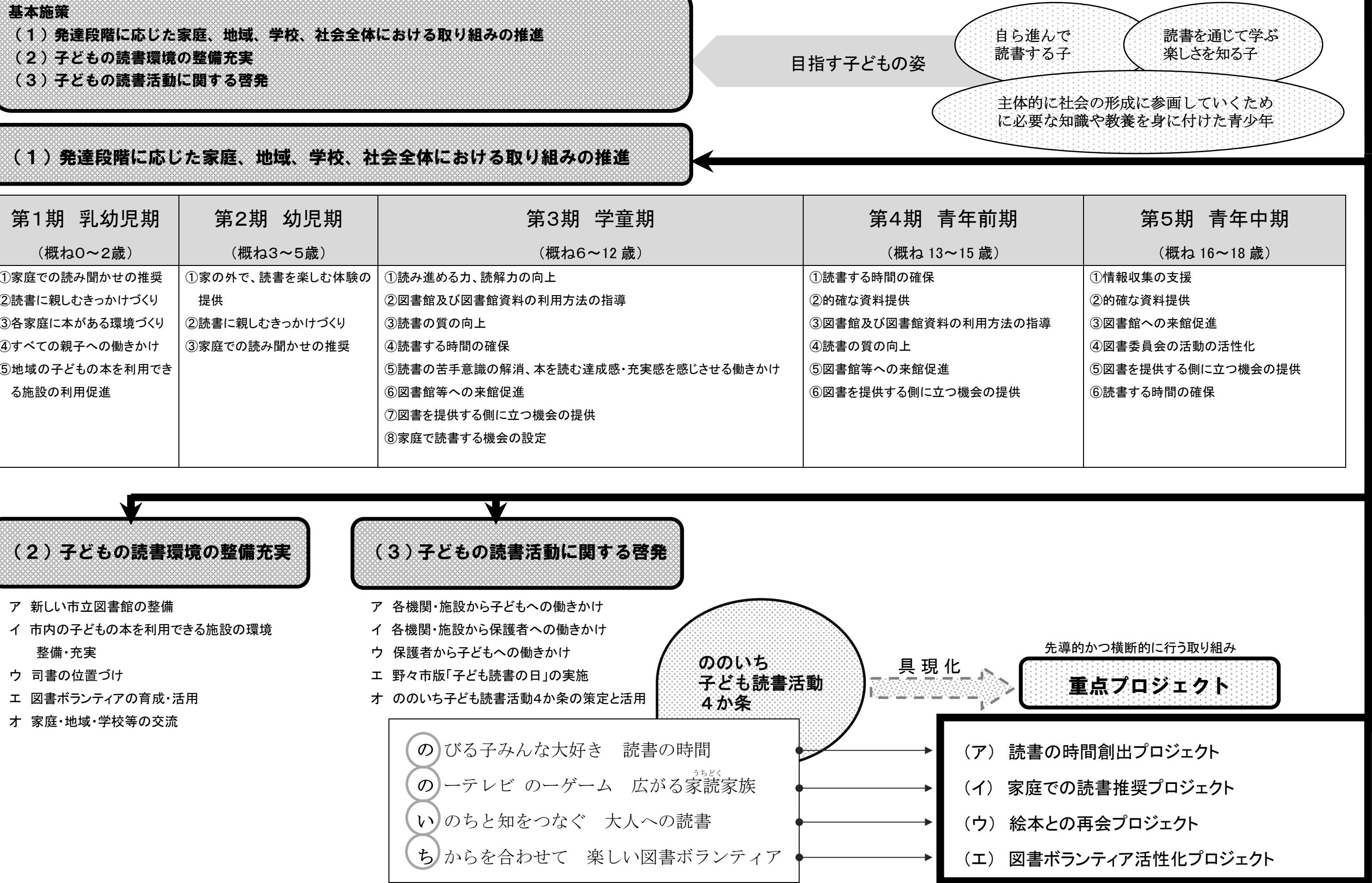
第4期 青年前期（概ね13～15歳）

中学校に通う時期

第5期 青年中期（概ね16～18歳）

義務教育を終え、多くの子どもが高等学校に通う時期

(8) 市子ども読書活動推進計画（第二次）体系図



2 基本施策

計画の目的の実現に向けて、3つの基本施策を定めます。これらに基づき、さまざまな取り組みを展開していきます。

（1）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取り組みの推進

子どもと読書との関わり方は、年齢によって様子が異なります。その発達を段階的に捉え、それに応じた働きかけを行っていきます。また、子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、社会全体が、それぞれの役割を果たし、相互に協力する形で取り組みを行います。

（2）子どもの読書環境の整備充実

子どもが進んで読書をするためには、その環境作りが大切です。子どもが読書に関心を持てるような本を身近に整えること、施設・設備等の整備充実を図ること、また、子どもの読書を支援する人材を育成することに努めます。

（3）子どもの読書活動に関する啓発

子どもが読書習慣を身に付けていくためには、司書以外に、保護者、教員、保育士等、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。地域社会全体で子どもの読書活動を推進していく気運を高めるため、読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発を図っていきます。

3 実施計画

3つの基本施策を具現化するために、市と関係機関、施設、団体、市民が行う具体的な取り組みを示します。（1）では子どもの発達段階に応じた働きかけについて、（2）では施設や人材等に関する環境整備について、（3）では子ども、保護者、全市民を対象にした啓発について示します。

（1）発達段階に応じた家庭、地域、学校等における取り組みの推進

ここでは、子どもの発達段階に応じた働きかけを、どの実施主体が、どのように行うかを示します。

アでは各発達段階における子どもの特性と読書との関わり方を、イでは基本施策をその発達段階において具体化していくための方向性を示します。ウでは施策を実現するために行う取り組みを、施策の方向性ごとにまとめて示します。また、各取り組みの実施主体を明確にし、適切に評価ができるようにします。

第1期 乳幼児期（概ね0～2歳）

ア この時期の特性と読書との関わり方

- ・保護者とのスキンシップや温かな言葉かけによって、愛されていることを感じ、言葉を覚え、感性が育まれる時期です。
- ・初めて本に出会う時期です。この時期の子どもは、身近な大人がおはなしを語って聞かせたり、絵本を読み聞かせたりする中で、読んでもらうことの楽しさを知っていきます。
- ・一日の大半を家庭で過ごすため、その読書環境の充実については、保護者の対応に委ねられます。育児の孤立化が社会問題となっていますが、地域に出かけることで、子どもの読書活動を支える市民との交流も生まれます。なお、この時期から保育園に通い始める子もいます。

イ 施策の方向性

- ①家庭での読み聞かせの推奨
- ②読書に親しむきっかけづくり
- ③各家庭に本がある環境づくり
- ④すべての親子への働きかけ
- ⑤子どもの本を利用できる地域の施設の利用促進

ウ 具体的な取り組み

整理記号	方向性	取り組み	実施主体
A	①	乳幼児向けのおすすめの本のリストを作成する	市立図書館
B	①	絵本の貸し出しを行う	保健センター
C	①③	クラス絵本の活用や園文庫の貸し出しを行う	保育園
D	①②③ ④	7か月児健康相談に合わせて、ブックスタートを行う	保健センター、 市立図書館

E	②	読み聞かせをする	保育園
F	⑤	おはなし会を行う	児童館、子育て支援センター
G	⑤	親子を対象としたおはなし会を開催する	市立図書館

第2期 幼児期（概ね3～5歳）

ア この時期の特性と読書との関わり方

- ・自分でできることが徐々に増え、いろいろな物事に関心を示すようになる時期です。人間関係の基盤となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等が養われる時期です。
- ・徐々に物語性のある本を楽しめるようになります。幼児期に読んだ本は、成人になってからも心に残り、生涯の支えとなる場合もあります。まだ自らの意志で地域の図書館に行くことも、本を借りることもできず、自分に合った本を選び取る力も十分ではありませんが、読んでもらって楽しかった経験を持つ子どもは、また読んでほしいと周囲の大人に伝えます。読書が習慣として身に付き始める時期です。
- ・多くの子どもが保育園等に通うようになり、生活の場が家庭の外へと広がります。そこで新たな本と出会い、読書に対する興味をさらに広げていきます。

イ 施策の方向性

- ①家の外で、読書を楽しむ体験の提供
- ②読書に親しむきっかけづくり
- ③家庭での読み聞かせの推奨

ウ 具体的な取り組み

整理記号	方向性	取り組み	実施主体
A	①	3歳児健診の中で、子どもが本とふれ合う時間を設ける	保健センター
B	①	おはなし会を行う	児童館、子育て支援センター
C	①	幼児向けのおはなし会を行う	市立図書館
D	①	読み聞かせをする	保育園
E	②	子どもの読書に関連した行事を取り入れる	生涯学習施設
F	②	子どもが参加する行事に関連した本を提供する	
G	②	幼児の来館につながるイベントを工夫する	市立図書館
H	②	夢のある本の展示を工夫する	
I	③	絵本の貸し出しを行う	保健センター
J	③	クラス絵本の活用や園文庫の貸し出しを行う	保育園

第3期 学童期（概ね6～12歳）

ア この時期の特性と読書との関わり方

(小学校低学年)

- ・読み書きの基本を学び、自分で本が読めるようになります。
- ・言葉や文章を理解する力は未熟なため、理解を助ける上で読み聞かせが役立ちます。
- ・読む本を自分で選ぶ機会が増えています。本を読んだ感想を家族や友だちと話し合うことができるようになります。

(小学校中学年)

- ・同年代の仲間とのつながりを深めていく時期です。
- ・必要な情報を本から得て、考えをまとめる力を身に付けていきます。
- ・自ら進んで地域の子どもの本を利用できる施設を利用し、本を借りることができます。

(小学校高学年)

- ・物事をある程度客観的に捉えられるようになり、抽象的な概念を理解できるようになります。
- ・長い文章を含む本も読むようになるため、一冊を読み終えるために要する時間がこれまでより長くなります。読み聞かせが上手になります。
- ・習い事や遊びに忙しく、読書に費やす時間が少なくなり、読書離れが始まる時期と言われます。なお、学年を問わずこの時期の子どもは、日常生活の大半を学校で過ごすため、学校図書館は本を利用するための最も身近な施設となります。

イ 施策の方向性

- ①読み進める力、読解力の向上
- ②図書館及び図書館資料の利用方法の指導
- ③読書の質の向上
- ④読書する時間の確保
- ⑤読書の苦手意識の解消、本を読む達成感・充実感を感じさせる働きかけ
- ⑥図書館等への来館促進
- ⑦本を提供する側に立つ機会の提供
- ⑧家庭で読書する機会の推奨

ウ 具体的な取り組み

整理記号	方向性	取り組み	実施主体
A	①⑤	司書、教員、ボランティアが読み聞かせをする	小学校
B	①②	図書館及び図書館資料の利用方法を指導する	
C	②	「図書館を使った調べ学習コンクール」に参加する	
D	③	「ののいち読書100選」リストを活用する	
E	④	市立図書館を訪問する機会を設ける	放課後児童クラブ

F	④①	「朝読書」(*1)を推奨する	小学校
G	④①	「読書週間」「ノーテレビ・ノーゲームデー」「ののいち子ども読書の日」などの読書強化期間を設ける	
H	⑤	子どもが参加する行事に関連した本を提供する	生涯学習施設
I	⑤	おはなし会を行う	市立図書館
J	⑤	夢のある本の展示を工夫する	
K	⑤	学年や読書力に応じた本を紹介する	
L	⑤	学習に役立つ本・情報を提供する	
M	⑤	図書館の展示を工夫する	小学校
N	⑤⑧	「ののいち読書ノート」を活用する	
O	⑤	一定期間に内に読む冊数の目標を立てる	
P	⑥⑦	図書委員に図書館業務を体験させる	
Q	⑥	おはなし会を行う	児童館
R	⑥	子どもの読書に関連した行事を取り入れる	生涯学習施設
S	⑥	子どもが興味を持つイベントを行う	市立図書館
T	⑥	図書館だよりを子どもの身近な施設で配布する	
U	⑥	図書館でイベントを行う	小学校
V	⑥	図書館だより、リーフレット、校内放送を活用した広報を行う	
W	⑦	年長の子どもが、年少の子どもに読み聞かせをする	
X	⑧	「家読」(*2)を推奨する	

*1 朝読書

小・中・高等学校で、朝の始業前の10分程度の時間を、読書の時間に充てる取り組みで、「朝の読書」「朝読」とも言う。子どもたちが落ち着いて授業を受けられる、集中力が身に付く、読解力が向上する等の効果があると言われる。

*2 家読

家庭で行う読書という意味で、読書を通して家族のコミュニケーションを深める取り組みを言う。家族が同じ本を読む、またはそれぞれ異なる本を読んで、感想を話し合うなどさまざまな方法がある。

第4期 青年前期（概ね13～15歳）

ア この時期の特性と読書との関わり方

- ・子どもから大人への過渡期にあり、思春期特有の悩みを抱える子や、大人に対して反抗的な態度を見せる子もいます。
- ・読書傾向は、児童図書から一般図書へと、目まぐるしく移行していきます。学習のために図書館を利用するが増えます。幼い頃からの読書経験の積み重ねの有無によって、読書への関心の度合いや読む力の差が拡大する傾向にあります。偶然出会った一冊の本が、子どもの成長を促すきっかけとなることもあります。読書を通じて仲間をつくることもあります。
- ・勉強や部活動に忙しく、読書の時間を確保することが難しくなります。

イ 施策の方向性

- ①読書する時間の確保
- ②的確な資料提供
- ③図書館及び図書館資料の利用方法の指導
- ④読書の質の向上
- ⑤図書館等への来館促進
- ⑥本を提供する側に立つ機会の提供

ウ 具体的な取り組み

整理記号	方向性	取り組み	実施主体
A	①	「朝読書」を推奨する	中学校
B	②	子どもが参加する行事に関連した本を提供する	生涯学習施設
C	②	若者特有の様々なニーズに合った本のリストをつくる	市立図書館
D	②	学習に役立つ本や情報を提供する	
E	②	相互貸借を活用して、広い範囲から本を届ける	
F	②	I C T技術を活用した情報収集を手助けする	
G	②	児童書、一般書の中から、若者向けの本を紹介する	
H	②	本や情報の提供の迅速化を図る	中学校
I	②	蔵書にない本のリクエストに応える	
J	③	図書館及び図書館資料を活用する学習を行う	
K	③	「図書館を使った調べ学習コンクール」に参加する	
L	④	「ののいち読書100選」リストを活用する	
M	⑤	映像・音楽・スポーツ等を取り入れた若者向けのイベントを開催し、参考になる本を紹介する	市立図書館
N	⑤	図書館でイベントを行う	
O	⑤	図書館内外の展示を工夫する	中学校

P	⑤	図書館だよりを発行する	中学校
R	⑥	図書委員に図書館業務を体験させる	
S	⑥	職場体験学習の受け入れを行う	市立図書館

第5期 青年中期（概ね16～18歳）

ア この時期の特性と読書との関わり方

- ・進学や就職といった進路を選択する時期を迎えます。大人からの情緒的な独立を果たそうとします。自分の考えをしっかりと持ち、表明する必要に迫られる時期です。
- ・読書は、子どもが広い社会を知る手掛かりとなり、将来を切り拓く糧となります。複雑な内容を読みこなす力が付き、読書の多様化と細分化が見られます。
- ・大人から行動を制限されることが少なくなり、行動範囲が広くなります。多くの子どもが自分専用の情報端末機器を持つようになります。日々の暮らしの中で大人の助けを借りずに、自分の判断で情報を選び、読み取る力が試される場面に多く遭遇するようになります。

イ 施策の方向性

- ①情報収集の支援
- ②的確な資料提供
- ③図書館への来館促進
- ④図書委員会の活動の活性化
- ⑤本を提供する側に立つ機会の提供
- ⑥読書する時間の確保

ウ 具体的な取り組み

整理記号	方向性	取り組み	実施主体
A	①	I C T技術を活用した情報収集を手助けする	市立図書館
B	②	子どもが参加する行事に関連した本を提供する	生涯学習施設
C	②	児童書、一般書の中から、若者向けの本を紹介する	市立図書館
D	②	若者特有の様々なニーズに合った本のリストをつくる	
E	②	相互貸借を活用して、広い範囲から本を届ける	高等学校
F	②	蔵書にない本のリクエストに応える	
G	②	本や情報の提供の迅速化を図る	
H	③	映像・音楽・スポーツ等を取り入れた若者向けのイベントを開催し、参考になる本を紹介する	市立図書館
I	③	図書館内外の展示を工夫する	高等学校
J	③	校内放送や図書館だよりを活用した広報を行う	
K	③④	生徒による手づくりP O P (*1)を展示する	
L	④⑤	園児や児童に読み聞かせる機会を設ける	
M	⑤	図書ボランティアとして活動できる機会を提供する	生涯学習施設
O	⑤	ボランティアとして活動できる機会を提供する	市立図書館
P	⑤	職場体験学習の受け入れを行う	市立図書館
Q	⑤	ビブリオバトル (*2)を行う	高等学校

R	⑥	校内一斉の読書行事を行う	高等学校
---	---	--------------	------

*1 ポップ
POP

図書館で使うPOPは、おすすめしたい本を紹介するためのツールで、本のあらすじや見所、キャッチコピー、イラストなどが書かれたカードを言う。

*2 ビブリオバトル

書評をテーマとしたゲームの一種で、2007年に京都大学から広まったものを言う。発表者が持ち寄ったおすすめの本を、1人あたり5分間で観客に紹介し、最後に参加者全員の投票により、「最も読みたくなった本」を選ぶ。

特別な支援が必要な子ども（0～18歳）

ア 支援を要する状態と読書との関わり方

- ・発達段階に関わらず、特別な支援を要する状態として、主に3つのケースが想定されます。
1つ目は、身体に障がいがある場合です。例えば視覚に障がいのある子は、通常の本を読むのは難しく、車いす使用等の事情により外出が困難な子は、図書館等を利用する機会も少なくなると考えられます。また、最も身近な保護者が身体障がい者である場合も、その子どもは読書に関わる働きかけを受けにくい状態と言えます。2つ目は、外国からの転入等の事情により、子ども自身や周囲の人が、日本語を使う上で不自由な状態にある場合です。3つ目は、不登校の場合です。
- ・視覚に障がいのある子には、点字図書や音声資料などその状態に適した本があります。日本語を使うことが難しい子は、簡単な日本語が添えられた絵本や、母国語で書かれた本があれば読書を楽しめます。施設がバリアフリー仕様であれば、車いすに乗ったままでも支障なく入館できます。外出が困難で図書館等に来られない子は、本来受けられるはずの働きかけが受けにくい状況にあります。どのような状態であっても周囲の手助けにより、その子に相応しい本と出会えれば、子どもは豊かな読書体験を持つことができます。

イ 施策の方向性

- ①図書館資料の利用支援
- ②子どもの本が利用できる施設の利用支援
- ③学習の一環として、市立図書館を利用する機会の提供

ウ 具体的な取り組み

整理記号	方向性	取り組み	実施主体
A	①	対面朗読を行う	市立図書館
B	①	手話や外国語を取り入れたおはなし会を開く	
C	①	障がいの状態に応じた図書館資料リストを作成する	
D	②	窓口で、障がいや他言語に応じた円滑なコミュニケーションを図る	すべての施設
E	②	図書館資料の配列をわかりやすくする	市立図書館、 小学校、中学校、 高等学校
F	③	学級・学校訪問を受け入れる	市立図書館

(2) 子どもの読書環境の整備充実

ここでは、子どもが読書活動に取り組みやすい環境を整備するために、各実施主体が行う施設や設備等に関する取り組み、子どもの読書を支える人や組織に関する取り組みを示します。

ア 新しい市立図書館の整備

市立図書館は、地域の子どもの読書に関わる部署・機関・施設・団体との連携の中心となる存在です。市立図書館における子どもの読書活動の充実が、市全体の子どもの読書の活性化につながります。

整理番号	取り組み	実施主体
A	人口に適した施設面積、蔵書冊数、スタッフ数を備える	市立図書館
B	さまざまな年齢層及び障がいのある利用者に配慮し、すべての人に使いやすい施設設計を行う	
C	おはなし会や、親子の読み聞かせができるスペースを設ける	
D	学校図書館支援の拠点となる場所を設ける	
E	ボランティア活動の拠点となる場所を設ける	
F	最新のＩＣＴ技術を設備に取り入れる	
G	児童向けの本を充実する	
H	外国語絵本を収集する	
I	点字併記の絵本、録音資料の収集、拡大読書器の提供を行う	
J	学校図書館向けの団体貸出サービスを行う	
K	学校図書館連絡車を運行する	
L	市内の施設やイベント会場に、関連のある本を配本する	
M	市内全域から子どもが安心して来館できるよう、交通安全対策を図る	
N	特別な支援が必要な子どもが、図書館サービスを利用できる手段を講じる	

イ 子どもの本を利用できる市内の施設の環境の整備充実

あらゆる発達段階において市内全域で子どもの読書活動が活発に行われるには、市立図書館に限らず、保健センター、子育て支援センター、児童館、生涯学習施設、保育園、小・中・高等学校のそれぞれの読書環境の整備充実も重要です。

整理記号	取り組み	実施主体
A	乳幼児や障がいのある子どもにとっても利用しやすい施設や設備の整備を行う	すべての施設
B	絵本ＢＯＸハウスを利用した子どもの本の貸し出しを行う	保健センター
C	親子が読書を楽しめる場所を提供する	児童館、子育て支援センター

D	絵本BOXハウスを運行する	子育て支援センター
E	図書室（図書コーナー）の機能を充実する	生涯学習施設
F	園児が楽しみながら読書できる場所を設ける	保育園
G	園文庫やクラス絵本を充実する	
H	機能性の高い図書館システムを備える	小学校
I	学校図書館図書標準の蔵書数を達成する	
J	学級・学年文庫、クラス単位の団体貸出を行う	
K	子どもの身近な場所に本を置く	
L	機能性の高い図書館システムを備える	中学校
M	学校図書館図書標準の蔵書数を達成する	
N	機能性の高い図書館システムを備える	高等学校

ウ 司書の配置と能力の向上

図書館における専門職員であり、図書館運営を担う中心的存在である司書の能力を高めるため、他の司書との情報交換、研修等の機会を持たなければなりません。また司書が実務経験に基づいて図書館の施策を立案できるように、その配置にあたっては、専任であること、継続して働くことを重視します。

整理記号	取り組み	実施主体
A	市立図書館及び学校図書館の司書が、長期にわたり勤務できる体制を整える	教育委員会
B	業務量に応じた適正人数の司書の配置を行う	
C	学校図書館司書と司書教諭の連携の円滑化を図る	学校教育課
D	市立図書館司書、学校図書館司書、司書教諭の資質向上のための研修の機会を持つ	市立図書館、学校教育課

エ 図書ボランティアの育成と活用

市民協働の理念が市民に徐々に浸透しています。これから図書ボランティアに関心を持つ市民は増加すると見込まれます。これまでの読み聞かせや本の整理以外に、創意工夫により新たなボランティア活動の展開が期待されます。

整理記号	取り組み	実施主体
A	図書ボランティアを活用した催しを行う	子育て支援センター、児童館、生涯学習施設、保育園、小学校
B	日常的に図書ボランティアが活動できる場を提供する	
C	図書ボランティアを養成する講座を開く	市立図書館
D	ボランティアを生かす活動の場を提供する	
E	ボランティア活動に役立つ本を十分に備える	
G	ボランティアによる読み聞かせの機会を設ける	

F	読み聞かせボランティアを行う市民に、必要な冊数を必要な期間、貸し出すサービスを行う	市立図書館
H	ボランティアを活用し、子どもの本を利用できる地域の施設の活性化を図る	
I	ボランティアの特技を生かし、障がいのある子ども向けの資料を作成する	
J	ボランティアの特技を生かし、外国語や手話を使った読み聞かせを実施をする	
K	ボランティア活動の成果を地域に発表する場を設ける	

才 家庭・地域・学校等の連携強化

子どもの読書活動推進の取り組みは、家庭・地域・学校等において、単独で行うだけでなく連携して行うことにより充実したものとなります。それらに所属する職員や保護者、ボランティアなどが定期的に交流し、情報交換できる機会があれば、連携がより円滑に行えるようになります。

整理記号	取り組み	実施主体
A	司書連絡会を定期的に行う	市立図書館
B	子どもの読書を通じて、保護者やボランティアが交流できる場を設ける	
C	市立図書館・学校図書館間の蔵書検索を行いややすくする	市立図書館、小学校、中学校、高等学校
D	読書に関連した行事を共同で行う	市立図書館、保育園、小学校、中学校、高等学校

(3) 子どもの読書活動に関する啓発

ここでは、子どもの読書活動の意義と重要性に関する理解を、市内のすべての子ども、保護者、市民全体に広く行きわたらせるための取り組みを示します。

アでは子どもと保護者を働きかけの対象とした取り組みを実施主体ごとに示します。実施主体には保護者も含むこととします。イでは市民全体を対象として、関係部署・機関・施設が行う取り組みを示します。

ア 子どもと保護者を対象とした働きかけ

(ア) 各機関・施設から子どもへの働きかけ

子どもが読書のおもしろさや大切さに気づき、自ら読書に親しむ習慣が身に付くように、市内の各機関・施設が働きかけを行います。子どもへの啓発は、時期によって伝えるべき内容が異なります。

- ①自由に使って遊べる“自分の絵本”を手渡す
- ②知ることの楽しさや物語のおもしろさを味わえる本を読み聞かせる
- ③さまざまなテーマを扱ったたくさんの良い本に触れさせる
- ④本をつくる活動を体験させる
- ⑤読書に親しむ習慣を、早いうちに身に付けておく大切さを伝える
- ⑥自分より年上の子どもが読書を楽しむ姿や、本を使って学ぶ姿を見せる
- ⑦好きな本を他者に紹介する体験をさせる
- ⑧読みたい本を自分で発見する喜びを体験させる
- ⑨読書が自身の課題解決に役立ち、将来の可能性を広げるものであることを伝える
- ⑩読書を通して社会に参加する喜びを体験させる

実施主体	(第1期) 乳幼児期	(第2期) 幼児期	(第3期) 学童期	(第4期) 青年前期	(第5期) 青年中期
保健センター	①③				
子育て支援センター		②③			
児童館	②		②④⑥		
生涯学習施設		②③	②③④⑧	⑧	⑧⑩
市立図書館	①②③	②③⑥	②③⑥⑧	③⑧⑩	
保育園		②③			
小学校			②③④⑤ ⑥⑦⑧		
中学校				③⑦⑧ ⑨⑩	
高等学校					③⑦⑧⑨⑩

(イ) 各機関・施設から保護者への働きかけ

各機関や施設では、子どもが本に親しむために保護者が果たすべき役割や、子どもの読書に

関わる喜びを、保護者に伝えていきます。

整理記号	取り組み	実施主体
A	出産前の保護者を対象に、読み聞かせの大切さを伝える	保健センター、市立図書館
B	子どもの読書に関連した保護者向けの学習の機会を設ける	保育園、小学校、中学校
C	保護者が図書ボランティアとして活動する機会を提供する	保育園
D	保護者が子どもの本を選ぶ際の支援をする	市立図書館
E	地域の子どもの本を利用できる施設の一覧を提供する	
F	保護者の子どもの読書への関心を高める催しを行う	

(ウ) 保護者から子どもへの働きかけ

子どもの読書活動が活発に行われるには、周囲の大人の支えが重要ですが、特に保護者からの働きかけには大きな効果が期待できます。幼い頃から家庭の中で少しづつ読書に親しむ機会を持ち、読書が習慣として身に付くよう働きかけることが大切です。保護者には、以下の具体的な子どもの読書への関わり方を示し実行を促します。

(第1期) 乳幼児期	(第2期) 幼児期	(第3期) 学童期	(第4期) 青年前期	(第5期) 青年中期	特別な支援が必要な子ども
<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも取り出せる所に、子どもの本を置いておく ・積極的におはなしを語ったり、絵本を読み聞かせたりする ・子どもの本を利用できる地域の施設に子どもを連れて行く ・図書館等で子どもの本を借りる 	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせをする ・読書施設に連れて行く ・本を読んで、感想を家族で話し合う 	<ul style="list-style-type: none"> ・本を読んで、感想を家族で話し合う ・子どもが尊敬する人物の薦める本を紹介する 	<ul style="list-style-type: none"> ・親が若い頃に読んだ本や、最近読んでおもしろかった本をすすめる ・本を読んで、感想を家族で話し合う 	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせをする ・読書施設の利用を手助けする 	

イ 市民全体を対象とした取り組み

(ア) 野々市版「子ども読書の日」の実施

国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、国は4月23日を「子ども読書の日」として定めました。県でもこの日から1ヶ月間を「県子ども読書月間」とし、毎月23日を「いしかわ学校読書の日」としました。本市でもその趣旨を踏まえ、地域の事情を考慮した上で、独自の子ども読書の日を設け、取り組みを行います。

整理記号	取り組み	実施主体
A	7月23日を「ののいち子ども読書の日」と定める	教育委員会
B	「ののいち子ども読書の日」を中心とした「ののいち子ども読書チャレンジ週間」を設ける	市立図書館

C	子どもの読書を活発化する取り組みやイベントを行う	児童館、生涯学習施設、市立図書館、小学校、中学校、高等学校
D	大人を含む市民全体が、子どもの読書に関心を持つ取り組みを行う	保健センター、児童館、生涯学習施設、市立図書館
E	家庭での読書を推奨する取り組みを行う	保育園、小学校

才 ののいち子ども読書活動4か条による啓発

子どもの読書活動についての関心と理解を地域全体に広めるために、この計画の趣旨を親しみやすい言葉で表現した「ののいち子ども読書活動4か条」を定めます。この4か条を活用しながら子どもの読書活動の啓発を積極的に行っていきます。

ののいち子ども読書活動4か条

のびる子みんな大好き 読書の時間

のーテレビ のーゲーム 広がる家うちどく読家族

いのちと知をつなぐ 大人への読書

ちからを合わせて 楽しい図書ボランティア

整理記号	取り組み	実施主体
A	ホームページや市広報、ポスター・チラシ等を活用し、各機関・施設及び広く市民に伝える	市立図書館
B	「ののいち子ども読書活動4か条」を活用した取り組みを実施する	保健センター、児童館、子育て支援センター、生涯学習施設、保育園、小学校、中学校、高等学校、市立図書館

4 重点プロジェクト

市の現状を踏まえ本計画の施策を着実に進めるため、先導的かつ各実施主体を横断しながら行う取り組みを重点プロジェクトとします。

(1) 重点プロジェクトの設定

重点プロジェクトは「ののいち子ども読書活動4か条」の各条文の内容を具現化するものとします。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (ア) 読書の時間創出プロジェクト | … のびる子みんな大好き 読書の時間
うちどく |
| (イ) 家庭での読書推奨プロジェクト | … の一テレビ のゲーム 広がる家読家族 |
| (ウ) 絵本との再会プロジェクト | … いのちと知をつなぐ 大人への読書 |
| (エ) 図書ボランティア活性化プロジェクト | … ちからを合わせて 楽しい図書ボランティア |

(2) 重点プロジェクトの内容と目標指標

各プロジェクトごとに、各機関・施設が行う具体的な取り組みの内容を示し、成果を見やすくするために目標指標と最終年度の目標値を設定します。目標値は、計画の進捗状況や、各機関・施設の状況に応じて見直すこととします。

- (ア) 読書の時間創出プロジェクト

a 内容

- ・「ののいち子ども読書の日」に子どもが読書に親しめるイベントを行う
- ・保育園内、小学校内で読み聞かせを行う
- ・朝読書に取り組む
- ・校内読書強化期間を設ける

b 目標指標

整理記号	目標指標	現状	H31年度目標値	実施主体
A	「ののいち子ども読書の日」に読書に関する行事を実施する施設数	13 施設	16 施設	保健センター、児童館、生涯学習施設、保育園、市立図書館、小学校、中学校、高等学校
B	「ののいち子ども読書の日」関連イベント参加者数	1,400 人／年	1,600 人／年	市立図書館、小学校、中学校

現状の実施率が100%である以下の取り組みについては、引き続き実施率100%を目標として取り組みを行います。

- ・読み聞かせ（実施主体：保育園、小学校）
- ・朝読書（実施主体：小学校、中学校、高等学校）
- ・校内読書強化期間（実施主体：小学校、中学校、高等学校）

(イ) 家庭での読書推奨プロジェクト

a 内容

- ・ノーテレビ・ノーゲームデーに、家庭での読書を推奨する
- ・保護者が関与する家庭内読書を推奨する
- ・ノーテレビ・ノーゲームデーに、市立図書館の貸出制限冊数を緩和する

b 目標指標

整理記号	目標指標	現状	H31 年度目標値	実施主体
A	ノーテレビ・ノーゲームデーに合わせて園文庫を貸し出す園の率	43% H26 年度実績	70%	保育園
B	うちどく家読に参加した親子の率	—	50%	小学校
C	ノーテレビ・ノーゲームデーにおける貸出人数及び貸出冊数の増加率	—	前日比 貸出人数 20%増 貸出冊数 50%増	市立図書館

(ウ) 絵本との再会プロジェクト

a 内容

- ・将来の子育てを担う 10 代の若者が、絵本を手に取る機会を設ける
- ・中学生や高校生が、小さな子や高齢者などに読み聞かせを行う機会を設ける
- ・もうすぐ親になる市民に、子どもの読書の大切さを伝える
- ・出産間もない市民が、すぐに読み聞かせを始められる絵本を手渡す

b 目標指標

整理記号	取り組み	現状	H31 年度目標値	実施主体
A	市立図書館が中学校・高等学校へ貸し出す絵本の数	—	150 タイトル／年	市立図書館
B	次世代に伝えたい子どもの本の展示で使用する絵本の数	—	100 タイトル／年	市立図書館
C	出産前の保護者に対する啓発リーフレットの配布数	—	800 枚／年	保健センター
D	ブックスタートパック受け渡し率	97% H25 年度実績	100%	市立図書館

(エ) 図書ボランティア活性化プロジェクト

a 内容

- ・図書ボランティアを育成する
- ・図書ボランティアに活動の場を提供する
- ・市立図書館が図書ボランティアの活動拠点を整備する

- ・読み聞かせに使える市立図書館の絵本や紙芝居を充実する

b 目標指標

整理記号	取り組み	現状	H31 年度目標値	実施主体
A	ボランティアの新規育成数	25 人／年 H26 年度実績	30 人／年	市立図書館
B	ボランティアに活動の場を提供した回数	292 回／年 H25 年度実績	400 回／年	児童館、生涯学習施設、市立図書館、小学校

5 推進体制

(1) 市子ども読書活動推進連絡会の位置づけ

市内の子どもの読書に関わる部署・機関・施設等の代表者で組織された市子ども読書活動推進連絡会を引き続き設置します。子どもの読書活動を効果的に推進するための諸事項について協議します。

整理記号	取り組み	実施主体
A	市子ども読書活動推進連絡会の会議を年に1回以上開催する	市立図書館
B	連絡会に参加する部署・機関・施設間の協力体制を強める	

(2) 点検と評価

市内の子どもの読書に関わる部署・機関・施設の施策及び事業の充実に役立てるため、計画の進捗状況を定期的に点検する必要があります。また、計画最終年次の前には計画の評価を行い、次期計画にその結果を反映させます。

整理記号	取り組み	実施主体
A	年度ごとに計画の進捗状況を点検する	関係部署・機関・施設
B	計画の自己評価を行う	
C	外部委員による計画の評価を行う	市立図書館
D	子どもの読書活動の実態を把握するための調査を行う	

(3) 市子ども読書活動推進計画の周知

子どもの読書活動を推進するために、家庭・地域・学校等の役割を明らかにしたものが本計画です。子どもの読書に関わる部署・機関・施設の職員はもとより、保護者やボランティア、市民全体に本計画の趣旨を周知していきます。

整理記号	取り組み	実施主体
A	市広報、ホームページ等を通して、計画の趣旨を広く伝える	市立図書館
B	市内の関係部署・機関・施設の職員に、計画の趣旨を説明する	

添付資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ど

もの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

野々市市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ必要な事項を調査審議し、野々市市子ども読書活動推進計画策定について答申する。

(委員)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）各種団体の代表者

（3）関係行政機関の職員

3 委員の任期は、野々市市子ども読書活動推進計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、事案に關係のある者を委員会に出席させ、事案について意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、野々市市立図書館において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

市子ども読書活動推進計画策定委員会

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属
委員長	板倉 順子	元小学校校長
副委員長	笠間 悟	公民館長
委 員	木全 幸子	図書館ボランティア
〃	中野 恵美子	家庭教育サポーター
〃	藤岡 明美	元保育士
〃	松本 哲幸	学識経験者

事務局	榎谷 泰裕	市立図書館 館長
〃	若松 裕里	生涯学習課 課長補佐
〃	山崎 京子	市立図書館 主任司書

市子ども読書活動推進計画（第二次）策定の経過

平成 26 年 5 月 28 日	平成 26 年第 6 回教育委員会 (第一次計画の評価結果及び第二次計画の概要報告) (第二次計画の策定委員会の委嘱)
平成 26 年 6 月 1 日	策定委員会へ諮問
平成 26 年 6 月 13 日	平成 26 年度第 1 回市子ども読書活動推進連絡会 (第二次計画策定への協力要請)
平成 26 年 7 月 15 日	第 1 回第二次計画策定委員会 (第一次計画の評価結果及び経過の説明) (第二次計画の概要・日程等説明)
平成 26 年 9 月 24 日	第 2 回第二次計画策定委員会 (骨子案の検討)
平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年度第 2 回市子ども読書活動推進連絡会 (骨子案に対する意見聴取)
平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年度第 2 回市立図書館協議会 (骨子案に対する意見聴取)
平成 27 年 1 月 22 日	第 3 回第二次計画策定委員会 (第二次計画案の決定)
平成 27 年 1 月 30 日	第二次計画案の答申
平成 27 年 2 月 12 日 ～ 3 月 12 日	第二次計画案のパブリックコメントの募集
平成 27 年 3 月 26 日	平成 27 年第 4 回教育委員会 (第二次計画策定の報告)

野々市市子ども読書活動推進計画（第二次）

平成 27 年 3 月

発 行

野々市市教育委員会

編 集

野々市市立図書館

〒921-8815 石川県野々市市本町 2 丁目 14 番 6 号

TEL 076-248-8099 FAX 076-248-8175

E メール

library@city.nonoichi.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/library/top.html>